

実習先変更希望の申出に係る対応通知書

技能実習生（申出者）

Xxx Yyy Zzz 殿

監理団体（又は企業単独型実習実施者）名 A 監理団体

代表者名 Ccc Ddd

あなたから、2024年11月10日 付けで申出のあった実習先変更希望の申出について、下記のとおり必要な調査を行い、対応を決定したので通知します。

記

1 調査の内容

※ やむを得ない事情の有無を判断するために行った調査を具体的に記載すること。

【記載例】

11月10日付で申出を受けた件について、11月12日に実習実施者（株）EEEの社長●●に電話で状況を確認した。

社長●●は、確かに11月2日付で実習生 Zzz から相談を受けたものの、コミュニケーションの一種だと思い、特に調査をしなかったとの話だったことから、社長●●に対し、実習生 Zzz の主張する暴力が実際にあったのかを確認するよう指示をした。

11月13日社長●●から報告があった。

その内容は「主任●●に話を聞いたところ、現場で Zzz と同僚の技能実習生がいつまで経っても仕事を覚えないので、ヘルメットの上から頭を叩いたことが複数回あったと話した。

その後 Zzz に対しても、主任●●が事実を認め、今後は行わないと反省しているとの話をしたが、Zzz は転籍したいと言っている」というものであった。

A 監理団体としては、調査の結果、実習生 Zzz に対する暴力があったと認められると判断した。

2 決定の内容

※ 決定内容に応じて、□部分に☑を記載すること。

- 実習先変更に係る連絡調整を開始する。
- 実習先変更に係る連絡調整を開始しない。

(開始しない理由)

- あなたが申し出た技能実習を続けることができない事情は、存在しないと認められたため。
- あなたが申し出た技能実習を続けることができない事情は、転籍を認め得るやむを得ない事情には当たらないと認められたため。
- あなたが申し出た技能実習を続けることができない事情が存在したものの、当該事情が是正されたことで、転籍を認め得るやむを得ない事情には当たらないと認められたため。
- その他 ()

3 留意事項

上記2の決定に不服がある場合には、外国人技能実習機構に相談を行うことが可能です。

通知を受領しました。

2024年 11月 18日

技能実習生（申出者）の署名 Xxx Yyy Zzz